

平成 25 年 3 月 21 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月21日（最終日）

- 日程第1 議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算
- 日程第18 議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第24 請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第25 議案第30号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	竹内 壽一	2番	山下 節子
3番	吉原 一治	4番	鈴木 欽夫
5番	鳥居 恵子	6番	松本 保
7番	鈴川 和彦	8番	沢田 清
9番	榎本 芳三	10番	榎戸 陵友
11番	相川 成三	12番	石黒 充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒 和彦	副町長	鳥居 敏正
総務部長	渡辺 三郎	総務課長	大岩 良三
検査財政課長	鈴木 正則	防災安全課長	石黒 廣輝
税務課長	鈴木 喜雅	企画部長	齋藤 恵吾
企画課長	林 昭利	地域振興課長	鈴木 良一

建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	竹味英季
福祉課長	河合高	環境課長	田中章介
保健介護課長	石堂登久則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	齋藤徳光	会計管理者	山下栄
出納室長	柴田幸員		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	家田増明	主	幹	黒田吉生
--------	------	---	---	------

[開議 10時10分]

○議長（鈴木和彦君）

皆さん、おはようございます。

去る3月6日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第1、議案第3号 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第28条第3項関係のうち第3種2級、第4種1級とは、どのような道路か。答弁としまして、第4種は市街地にある道路で、1級は計画交通量が1日につき1万台以上の道路であります。

また、第3種は市街地以外にある道路で、そのうち2級は、1日の交通量が4,000台以上の道路であります。

次の質疑としまして、町道は、どれくらいあるのか。答弁としまして、2,280路線で、道路延長が453キロメートルであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定
について

○議長（鈴木和彦君）

日程第2、議案第4号 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、標識の大きさを2分の1に縮小する予定の箇所はあるか。答弁としまして、現在の予定はありませんが、今後、要望等があれば現地調査を行い、必要がある場合は、設置を検討していきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長(鈴木和彦君)

日程第3、議案第5号 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長(吉原一治君)

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、この条例により何ができるのか。答弁としまして、今回の条例の対象となる道路は、多くの高齢者、障害者等が徒歩で利用する生活のための特定道路で、国土交通大臣が指定するものであります。現在、町道は指定されておりませんが、今後このような道路の整備をする場合は、制定されます条例の道路構造の規定により行われるものであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なくそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木和彦君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第4、議案第6号 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第5、議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第7号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第6、議案第8号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第8号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第4条において、非常災害対策として事業者に連携協力の体制を整備するよう規定されているが、平成25年4月1日からの施行で準備できるか。答弁としまして、条文の最後に「努めなければならない」とあるように、努力目標であります。今後、連携協力の体制を整備するよう関係施設に周知してまいります。

次の質疑としまして、第4条において相当する施設はどこか。答弁としまして、グループホームなどの施設を想定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第7、議案第9号 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第9号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第8、議案第10号 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第10号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、土地所有者の責務等について、どのようにして条例の内容を周知するのか。答弁としまして、条例等の周知については、町広報紙及びホームページ等で周知を図ります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第9、議案第11号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回条例改正により占用料を新たに設定したが、太陽光発電設備等の占用許可申請の見込みはあるのか。答弁としまして、現状の町道においては、占用許可の対象となる道路敷の余剰地はありません。今後、新たに道路整備された場合でも、占用許可申請の可能性は少ないものと思われま

す。慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第10、議案第12号 南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、維持管理の技術上の基準でしゅんせつはどこがやるのか。答弁としまして、町が実施します。

次の質疑としまして、その基準は日間賀島の漁業集落排水事業にも適用するのか。答弁としまして、集落排水事業には適用されません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木和彦君）

日程第11、議案第13号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例に

ついでにこの件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第13号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第12、議案第14号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長に報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、道路橋梁費のうち、13節委託料、15節工事請負費について、実施予定箇所は何カ所か。答弁としまして、13節委託料のうち、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料につきましては、内海地区の芳庵橋始め町内の重要な橋梁25橋を計画しております。また、橋梁長寿命化修繕工事調査設計業務委託料及び15節工事請負費の橋梁長寿命化修繕工事につきましては、内海の楠橋を始め4橋の実施を予定しております。

次の質疑としまして、機能保全事業とは何か。答弁としまして、機能保全事業とは、老朽化した漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図る目的で、漁港施設の老朽化の状況を調べる機能診断を実施し、機能診断結果に基づき保全工事及び施設の計画的な管理を行う事業であります。今年度は、既に日間賀漁港について実施しており、今回の補正では、大井漁港を実施する予定であります。

防災安全課関係についてです。質疑としまして、同報系デジタル防災行政無線整備事業は、どのような事業か。答弁としまして、現時点での設計案となりますが、事業概要としては、MCA無線にて、役場本庁が指令を出す親局となり、町内各所にサイレンや放送設備を備えた子局53局と電波を拾えない子局のための再送信局9局を設置し、住民の皆さんへ無線を通じて情報の伝達を行うものです。

また、室内でそれらの放送等を聞くことができるラジオ方式の戸別受信機を公共施設へ50台と現場等との情報伝達のための移動局設備20局もあわせて整備するものです。平成26年4月の運用開始を目指して、25年度中に整備する予定です。

次の質疑としまして、ガードパイプ等新設工事の内容については、どこを予定しているか。答弁としまして、内海地区において、防護柵工を延長440メートル及び豊浜地内にて、カラー舗装延長50メートルを予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第13、議案第15号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第14、議案第16号 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第15、議案第17号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第17号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第16、議案第18号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第18号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第17、議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、師崎公民館のトイレ洋式化工事が予算計上されているが、今後、計画的に社会教育施設のトイレ洋式化を進めていくのか。また、全部の便器を洋式化にするのか。答弁としまして、住民の要望、施設の利用状況、施設形状などを考慮し、順次改修していきたいと考えています。また、便器の形状は利用者の好みがありますので、全ての便器を洋式化することは考えていません。

次の質疑としまして、町民会館の賃借料についてこのまま借り続けた場合、相当な金額になる。買い取るか、もしくは返還した場合に支障はあるか。答弁としまして、町民会館については、特にグラウンドの利用者が多く、年間2万人を超える人が利用しています。用地を返還した場合には、町民のスポーツ活動に支障が出ますし、買い取った場合には、老朽化した施設の改修または解体などで多額の費用が予想されます。今しばらくは借用し、今後、慎重に検討していきたいと考えています。

学校給食センター関係について、質疑としまして、給食費の保護者負担分について軽減または無償化を検討してはどうか。答弁としまして、知多管内全ての市町が、賄材料費分を給食費保護者負担分として徴収しています。現時点では、給食費の無償化など軽減の予定はありません。

学校教育課関係について、質疑としまして、町適応指導教室への通級者数は何名か。また、本町は地域性もあり、町内1施設では通級が困難な児童・生徒もいるのではないかと考えるが、平成25年度より事業を開始するスクールソーシャルワーカーの位置づけはどうか。答弁としまして、平成24年度中の町適応指導教室への通級者数は3名です。御指摘の地域性に加え、ひきこもり等の理由で通級が困難な児童・生徒への対応として、平成25年度より、家庭訪問や教育相談などを行うスクールソーシャルワーカーに係る予算を計上したもので、町適応指導教室に配置し、週3日、各地区へ出向き、巡回指導や相談活動を行う計画です。

次の質疑としまして、中学校外国人英語講師派遣業務費の予算が増額され、1学級当たりの年間派遣時間が約7時間から15時間にふやしたとのことだが、他の市町と比較す

ると、まだ少ないと思われる。本町としての今後の計画はどうか。答弁としまして、町総合計画における外国人英語講師派遣の目標値としては、平成32年度までに中学校1学級当たり年間15時間派遣としており、今回それを前倒しして予算化するものです。しかし、英語科教育の充実のためにも、今後、外国語活動研究部会などを通じ、教育課程も含め派遣時間数のあり方について検討していきたいと考えています。

福祉課関係について、質疑としまして、平成25年度の学童保育利用者は何人か。答弁としまして、現在4月からの予定は10人です。

環境課関係について、質疑としまして、新規の緑のカーテン事業の対象者及び配布の時期はいつごろか。答弁としまして、配布対象は、町内の公共施設、学校及び住民など約100世帯とし、6月下旬ごろまでに配布する予定をしています。

保険介護課関係について、質疑としまして、知多厚生病院医療機器購入費補助金の交付理由は何か。答弁としまして、知多厚生病院は、知多南部の公的病院として住民の健康と安心のために病院経営を展開しておりますが、地域医療確保のための医療機器購入に当たり、南知多町、美浜町で費用の2分の1をそれぞれ補助するものであります。

次の質疑としまして、未熟児養育医療給付費とはどのようなものか。答弁としまして、愛知県から権限委譲された事務で、出生時体重が2,000グラム以下の未熟児などで、医師が入院養育を必要と認めた医療費を給付するものであります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のどおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係についてです。質疑としまして、公園管理について、どこに委託しているのか。また、樹木管理は幾つの業者に委託しているのか。答弁としまして、公園管理は、地元の区等に委託しています。樹木管理については、3業者に委託し、植木の剪定や害虫駆除を行っています。

産業振興課関係について、質疑としまして、経営体育成事業費補助金はどういう事業に使えるのか。答弁としまして、人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体となる農業者に対して、農業用機械や農業施設の導入、農地の整備などの事業費を助成する補助金です。補助率は10分の3で、上限300万円となっております。

次の質疑としまして、漁業無線機設置事業費補助金で役場に設置する無線機は、常時使用するのか。答弁としまして、通常時は、豊浜漁業協同組合内にある南知多漁業無線局で対応しますが、災害等により無線局が使えなくなった場合の補完用として役場内に設置するものです。

次の質疑としまして、漁業新規就業者支援事業補助金の内容と対象者は何人いるか。答弁としまして、愛知県の行う漁業担い手確保育成対策事業を研修中、または研修した者を対象に、町内に賃借した住宅に係る家賃の一部を助成するものです。補助額、補助期間は月額賃借料の2分の1、限度額は1万円で、3年間補助するものです。対象者は、研修者の動向から8人分を予定しています。

出納室関係について、質疑としまして、印刷製本費が15万1,000円前年度より増額となっている理由は何か。答弁としまして、4種類のものを印刷する予定で、そのうち新規のものは、原符と領収済通知書送付書です。単価を安くするため、原符は2年分、領収済通知書送付書は、3年分印刷の予定により増額となりました。

地域振興課関係について、質疑としまして、空き家バンクの補助制度は5項目で460万円予算計上されているが、内訳はどうなっているのか。答弁としまして、改修費補助は10件分の100万円、固定資産税相当分補助が10件分の100万円で、家賃相当分補助が10件分の100万円で、中古住宅購入費補助が5件分の100万円で、新築費補助が2件分の60万円、合計で460万円となっております。

次の質疑としまして、公共交通対策費、公共交通による観光推進費業務委託料の内容は何か。答弁としまして、町内の観光施設をバスでつなげることにより、観光振興とバスの利用推進を図ることを目的としたものであります。内容につきましては、バスのOD調査及びデータ分析、バス路線沿線の観光資源の整理、バスの観光モデルコースの作成及びパンフレットの作成であります。

税務課関係について、質疑としまして、公売に伴う不動産鑑定委託料は、どのような内容か。答弁としまして、土地、建物などの差し押さえ物件を公売にかける際に、適正価格を算出するために、該当物件を不動産鑑定士に鑑定依頼を行うための委託料です。

企画課関係について、質疑としまして、文書広報費の事務用機器の内訳は何か。答弁としまして、コンパクトカメラ、ビデオカメラ、三脚、ビデオレコーダー及びテレビです。

次の質疑としまして、男女共同参画映画会とはどのようなものか。答弁としまして、平成25年度が町の男女共同参画基本計画の初年度になることから、町総合体育館サブアリーナを会場として、男女平等や女性の自立などをテーマとした映画を上映し、計画の周知と啓発を行うものです。

総務課関係について、質疑としまして、公用車購入費の内訳は何か。答弁としまして、軽自動車バンタイプ2台を購入するものです。1台は平成7年に購入したもので、17年経過しているため買いかえをします。もう1台は、今年の台風17号の警戒パトロール中に、冠水したために廃車としたものの補充であります。

次の質疑としまして、ポスター掲示場設置・撤去委託料がふえているのはなぜか。答弁としまして、人件費などがふえたためです。

防災安全課関係について、質疑としまして、防犯カメラは、どこへ設置し、今後もふやす計画はあるのか。また、きずなの会との協議はされているのか。答弁としまして、防犯カメラは、名鉄内海駅駐輪場への設置を予定し、あわせて夏期のみ観光対策用も見込んでおります。今後は、地元観光協会とも協議したいと考えておりますが、現時点では、次年度以降にふやす計画はありません。

なお、防犯活動もしているきずなの会との協議も行い、お互いの役割分担や合同パトロール等の協力体制を築いています。

次の質疑としまして、地震・津波等災害危険度判定調査委託料は、誰が行い、どのようなものなのか。答弁としまして、専門知識を有するコンサルタントに委託し、各種データを用いて、津波避難場所やそこに至る避難路における検証を行い、町の防災上の課題や弱点を見つけ、避難路整備など重要な施策の中から必要度や優先度を調査していくものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

2番、山下節子君。

○2番(山下節子君)

議案第19号 平成25年度南知多町一般会計予算に対する反対討論を行います。

東日本大震災、東京電力福島第一原発の放射能をまき散らした事故から丸2年の歳月が過ぎました。大震災、津波の復興状況は、一部で防災集団移転事業や区画整理事業、津波拠点整備事業、災害公営住宅の新しい動きがあるものの、津波で浸水した地域は広大な荒野のままとなっています。復興は緒についたばかりで、仮設住宅での生活も長期にわたるざるを得ない状況となっています。いまだに約32万人もの方々が苦しい避難生活を強いられています。

そんな中、昨年末の総選挙に絡めて、自公民3党が裏取引、談合で決めた来年4月からの消費税8%の値上げ、15年10月からの10%の値上げを法制化しました。一般国民の願いを逆なでし、殊さら被災地の岩手県、宮城県、福島県だけでなく、青森県、千葉県周辺までの復興事業に対して大きな痛手となります。

もう1点、安倍内閣は、TPP(環太平洋経済連携協定)への交渉参加を表明しました。今後、地方自治体の予算編成にとっても、その影響ははかり知れないものが起こってくることを指摘したいと思います。ぜひ行政の側からも強く抗議することを要望します。

反対する理由として、以下の点を指摘します。

それは1点目は、消費税の影響です。特に税率が順次引き上げられることについてです。詳細は省きますが、国の制度は地方自治体を非常に圧迫します。行政当局からも強く取り上げていくべきだと指摘しておきます。

2点目は、知多南部広域環境組合分担金が計上されています。知多南部ごみ処理広域化事業については、かつての日本経済による大量生産、消費、廃棄という中で、焼却中心のごみ行政が続き、その結果として、大型ごみ焼却炉の建設につながり、最後は燃やすという経済の仕組みを見直し、ごみの発生を抑制する社会が求められると考えます。

ごみ収集車両の集中や災害時のごみ処理問題など、一極に集中する広域的なごみ処理事業を容認することはできません。

また、現在の施設を維持・継続する力は十分にあると考えます。ごみ問題は、町民の暮らしに直接かかわる問題です。今日まで行政主導で来ていますので、住民説明会を強く求めます。

3点目。平成23年4月1日知多5市5町の職員と県職員の併任で、知多地方税滞納整理機構が発足し、厳しい税の徴収と滞納整理処分が行われています。総務省は、滞納整理機構について徴収や滞納処分の法的根拠はない。責任官庁は存在しないと言っています。一刻も早く解消すべきではないかと考えます。滞納については、当町で責任を持って徴収すべきです。また、金額は少ないですが、リニア新幹線については、将来増額が予想されます。やめるべきではないでしょうか。

また、知多南部衛生組合、火葬場の問題ですが、公共施設において謝礼・寸志は受け取らないということを葬儀業者を含めて厳しく指導してください。また、公契約における委託業務には、社会保障は当然のことと考えます。その点も南部衛生組合に指導するよう強く要望します。

民俗資料館整理保存事業費、これは一桁足りないのではないと思うぐらい少ないと思います。南知多町にとって貴重な文化財が収納・展示されています。見学に来られる人が満足できる展示物にしていただきたい。保存事業にもっと予算を組み入れるべきではないでしょうか。

子ども医療費無料化は、若い世代の流出を防ぐ人口ストップ政策につながると思います。18歳までの完全無料化を押し進めてください。

また、評価できる点もあります。精神障害者の一般医療が10月から無料化されます。本人はもとより、家族が切に待ち望んだ要望です。配食サービスについては、見回り料50円増額されました。小さな金額ですが、大きな前進と言ってもいいと思われます。身体障害者5級、6級、月額1,000円の補助についても同じことが言えます。

南知多町農林漁業新規就業者支援事業補助金、新たに漁業、農業を志す若者にとって大きな支援となります。

以上、一定の前進面を評価しながら、本予算の中でどうしても受け入れられない重要な点を申し述べて、平成25年度の予算案に対する反対討論といたします。これで終わります。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第18、議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としましては、国民健康保険税で一般被保険者国民健康保険税が減額、退職被保険者等国民健康保険税が増額となっている理由は何か。答弁としましては、一般被保険者国民健康保険税の減額は、被保険者の所得の減少、退職被保険者等国民健康保険税の増額は、被保険者数の増加を見込んだものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

2番、山下節子君。

○2番(山下節子君)

議案第20号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算の反対討論をさせていただきます。

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上(国保法第1条)を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。日本共産党は、国民の命と健康、暮らしを守り、国保の本来の役割を取り戻すため、国、自治体に対し、緊急に国による国保税の値上げの押しつけをやめさせ、引き下げに転換するよう求めています。

国保の加入者は、1980年までは自営業者の割合が高く、1985年時点でも自営業30.1%、被用者28.7%、農林漁業13.5%、無職者23.7%、その他4.1%と、72.3%を収入のある方が占め、退職して被用者保険を脱退した人たち、無職者やその家族、その他の方たちを含め支えてきました。国保はもともと国費で支える必要が高い脆弱な基盤の制度であるため、1980年では、国保収入の全体の57.5%を国が負担していました。

ところが、自民党・公明党政権は、国の負担額をどんどん引き下げ、2007年度には25%にまで引き下げました。しかも、自民党・公明党の中小企業政策や雇用政策での失政も重なり、事業者の収入が激減し、失業者が増大しました。国保に占める無職者が2007年平成19年度で55.4%まで占める事態となり、国保財政が危機に瀕しているわけです。

多くの市町村は、国保税の高騰を抑え、自治体独自の減免などを行うため、一般会計から国保会計に国の基準、法定額以上の公費を繰り入れています。南知多町の一人当たりの法定外繰入額は、2010年805円、2011年5,385円、2012年5,761円となっています。2011年度からは、一般会計から3,000万円の法定外繰り入れがあり、一人当たり5,761円は54市町村のうち、県下で48番目の一人当たりの繰入額となっています。一人当たりの調定額が南知多町は98,997円、県内で一番高く、一世帯当たりの調定額は21万6,201円、県内2位となっています。

平成24年度6月1日の調べでは、滞納世帯数626、資格証明書57、短期保険証89、うち有効期限内196名。払いたくても払えない人がいかに多いかということを表していま

す。

また、私たちが行った町民アンケートでも、国保税の負担が一番多く感じるが1位となっています。国保は生まれたときから頭数に入れられ、均等割で収入もないのに、世帯員として子供たちにもかかっています。年ごろの子供を抱える世帯の配慮が必要だと考えます。短期保険証は、6カ月から1年に引き延ばすこと。資格証明書の発行をやめること。法定外繰り入れをさらに増額することを要望して、反対討論といたします。これで終わります。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第19、議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

2番、山下節子君。

○2番(山下節子君)

議案第21号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

国保会計予算書に後期高齢者支援金4億6,912円が計上されています。75歳以上の人を強制的に囲い込み、高齢者を医療費削減の標的にする後期高齢者医療制度は、4月1日導入から4年目を迎えます。年齢だけで差別する後期高齢者医療制度という別枠の医療制度構築には納得がいきません。国に本来もっと負担させるべきなのに、地域での世代間の負担をあおり、世代間の対立をあおるようなやり方は、福祉のあり方にも反します。

命を守るべき医療保険の負担が重過ぎて病院にかかれずに命を落とす。あるいは、そのことを苦にして自ら命を絶つ、こんな国であっていいのでしょうか。このような町民いじめの予算が組まれている後期高齢者医療特別会計予算について反対であることを表明し、反対討論とさせていただきます。

○議長(鈴木和彦君)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長(鈴木和彦君)

日程第20、議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といた

します。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としましては、介護サービスを受けられず、待機している被保険者を把握しているか。答弁としましては、特別養護老人ホームの待機者を年2回調査しており、重複して入所の申し込みをしていることもあります。直近の調査では、「あい寿の丘とひだまり」では196人、「大地の丘」では274人の待機者が報告されています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

議案第22号 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

介護保険は、3年ごとの改定のたびに引き上げられる仕組みについて、今のままでは制度の存続が難しいと言われていています。昨年度、基準額が3,400円から4,400円に引き上げられました。介護保険料の最大の問題は、公費負担5割、そのうちの国の負担が2割という財政構造に問題があります。その構造に縛られる限り、自治体は保険料値上げか、

給付費削減かというジレンマから抜け出せません。さらに介護を充実させたければ、その財源のために介護を削減せよというものです。利用者も、またサービスの低下を免れません。

先日、私たちが行った町民アンケートでも、負担が重いと感じられるものについて、1番は国民健康保険税、2番、燃料の高騰、3番、介護保険料という結果が出ています。国庫負担の大幅な値上げなくして、町民が安心できる介護はありません。介護保険料を引き下げると同時に、充実した介護保険制度をつくり上げていくべきではないでしょうか。

これで、反対討論といたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。休憩は、11時30分までといたします。

〔 休憩 11時18分 〕

〔 再開 11時30分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第21 議案第23号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第21、議案第23号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、使用料収入が減っているのはなぜか。答弁としまして、使用水量の減によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第22、議案第24号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木和彦君）

日程第23、議案第25号 平成25年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

吉原総務建設委員長。

○総務建設委員長（吉原一治君）

ただいま上程されました議案第25号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑されました主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、佐久島配水区管路耐震化事業について西尾市から補助金をもらえるのか。答弁としまして、工事費に充てる企業債の元金とその利息分を西尾市と南知多町から、それぞれ2分の1を補助してもらえます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（鈴木和彦君）

日程第24、請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

請願第1号 「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願の賛成討論を行います。

ことし10月から3年間で年金を2.5%も削減する法案が成立しました。しかし、この法律は三重の意味で問題があります。1990年度、2000年度、2001年度に物価が1.7%下がりましたが、政府は景気を悪くするとして保留（特例法）、これを特例水準と言います。その後の2004年の年金改悪で、現在の特例水準は、法律で規定された水準——これを本来水準と言います——を2.5%上回っています。年金受給者は、2.5%を余分にもらっているというわけです。

不当な理由。第1は、1.7%の引き上げ保留は、政府が景気を悪くさせないという理由と、受給者の要求。低い年金を下げるな、消費者物価は下がっていないなどが一致して行われたものです。

第2は、2004年改悪。小泉政権で物価が上がっても賃金が上がらないと年金は上げないということにしました。そこで、2009年度は賃金と物価の調整をして、年金引き下げで0.8%留保しました。特例水準は、本来水準より2.5%上になっています。私たちが大反対した小泉改悪の結果から、必然的に落ち着いたものです。政府の特例法から国民年金法の附則に書き込みました。

今現在、物価は下落傾向にあります。もともと低い年金と物価も年金者が必要な消費者物資は生活が楽になるほどは下がっていません。下落幅が大きかったのは、デジタル家電など一部の品目です。医療・介護の負担や保険料など、高齢者の暮らしに直結するものは軒並みに値上がりしました。以上の2つだけでも、引き下げの理由はありません。

第3は、現在の年金受給総額は、約50兆円です。したがって、2.5%の年金切り下げは総額1兆2,500億円になります。国費が約2,500億円で、保険料が約1兆円の節約ということです。保険料の積立金は、現在約150兆円あります。年金受給者も支払ってきたものです。この一部を使えばよいわけです。国費分は、米軍への思いやり予算や消費税で法人税を切り下げてきたことを問題にすべきです。

以上の理由から、「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願の意を表すと同時に、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第25 議案第30号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第25、議案第30号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第30号 平成24年度南知多町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,072万1,000円とするものでございます。

第2条におきましては、予算の執行に当たり翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

国の第1次補正による日本経済再生に向けた緊急経済対策関連事業といたしまして、過疎集落等の自立再生への支援を目的とします過疎集落等自立再生緊急対策事業を新たに予算計上するものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

2款の総務費、1項総務管理費、8目の企画費は800万円の増額補正でございます。これにつきましては、過疎集落等自立再生緊急対策事業といたしまして、篠島、日間賀島2島の連携による効率的で効果的な観光宣伝等を展開し、島全体の活性化を図る事業へ離島相互連携促進事業交付金を交付するものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。上段をごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金、2項の国庫補助金、9目総務費国庫補助金は800万円の増額補正でございます。歳出で説明しました離島相互連携促進事業交付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

3ページのほうをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

離島相互連携促進事業については、年度内に事業は終了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木和彦君）

日程第26、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和彦君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時43分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員